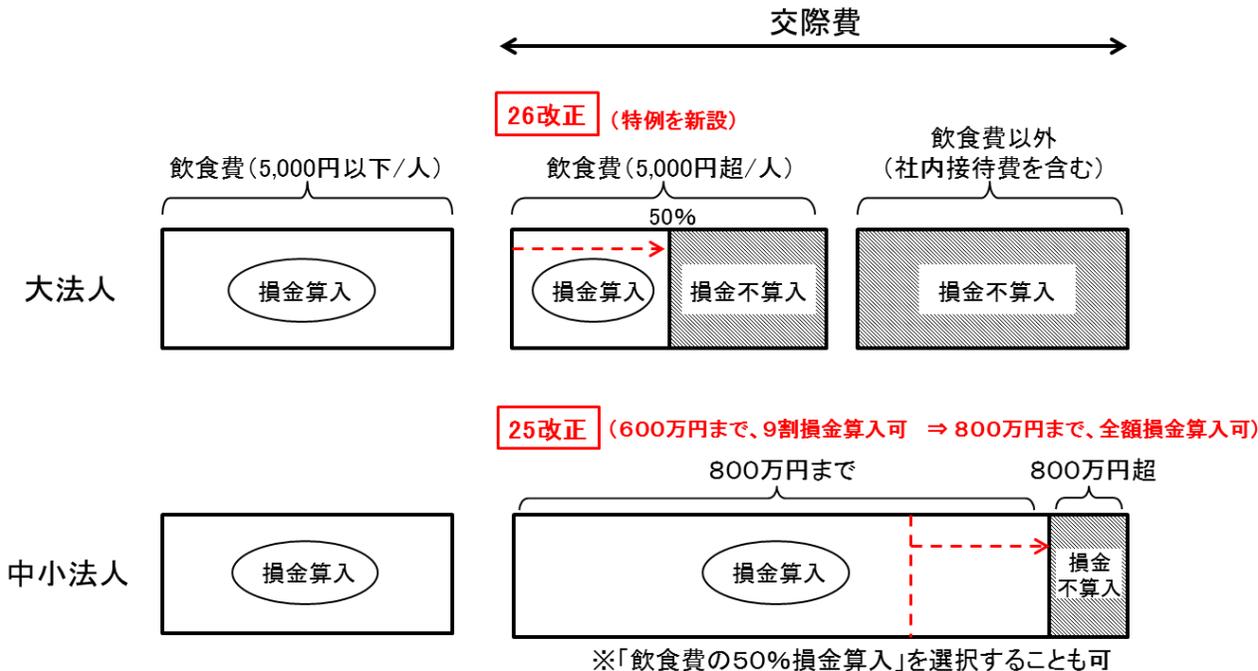


# 交際費課税制度の概要

- 大法人（資本金の額等が1億円超の法人）  
⇒ 飲食のための支出の50%を超える金額は損金不算入
- 中小法人（資本金の額等が1億円以下の法人）  
⇒ 「飲食のための支出の50%」と「定額控除限度額（年800万円）」を選択した上で、それを超える金額は損金不算入
- ※ 一人当たり5,000円以下の飲食費等は交際費等に該当しない（全額損金算入）
- 30年度改正：上記の措置について、適用期限を2年間（令和2年3月31日まで）延長



本制度の対象となる交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（一人当たり5,000円以下の一定の飲食費などを除く。）をいう。